

新型コロナウイルス感染症関連の支援策

市民の方向け支援策一覧

令和4年5月26日

種別	対象の方	制度	概要	申請期限	お問い合わせ先
	感染して療養のため仕事に従事できなかった方	国民健康保険加入者及び後期高齢者医療加入者に対する傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染また感染の疑いで労務に服することができない給与所得者又は個人事業主の方（国民健康保険被保険者に限る）に傷病手当金を支給します。	令和4年6月30日（木）	健康推進課 国保医療係
	休業期間中に賃金（休業手当）が支払われない方	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、休業前賃金の80%（日額上限11,000円）を給付します。	令和3年10月から令和4年3月分は6月30日（木）、4月から6月分は9月30日（金）までに申請下さい。	休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276
	住居を失った、または失うおそれがある方	住居確保給付金	休業等に伴う収入減少等により家賃の支払いに困り住居を失った、または失うおそれがある方に、原則3か月、最大12か月の家賃相当額（上限あり）を給付します。	随時受付 （要予約）	まいさば伊那市 72-8186
	お子様の就学に経済的な理由でお困りの方	小中学生の就学援助	世帯の収入が減少し、経済的に困りの小中学生のお子様がいる家庭に、就学に必要な費用の一部を基準額を限度に援助します。	随時受付	教育委員会 学校教育課学務係 各小中学校
	非課税世帯、生活急変世帯等	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	住民税均等割が非課税の世帯、世帯の収入が急変し住民税非課税相当の収入となった世帯 1世帯あたり10万円	令和4年9月30日（金）	生活支援臨時相談室 社会福祉課
貸付	主に休業などによる収入減で生活が苦しい方	緊急小口資金	主に休業などで緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合 特例の場合 20万円以内 その他の場合 10万円以内 を貸付します。	随時受付 （要予約）	伊那市社会福祉協議会 72-8186
	主に失業などによる収入減で生活が苦しい方	総合支援資金（生活支援費）	主に失業などで生活の維持が難しくなった場合 単身世帯 15万円以内 複数世帯 20万円以内を原則3か月貸付します。	随時受付 （要予約）	伊那市社会福祉協議会 72-8186
減免	収入減で市税が払えない方	市税の納付猶予	災害を受けたり、病気や失業などで納付が困難な場合には、分割による納付や納期限の延長または徴収猶予などの措置を受けられる場合があります。（要相談）	納付期限まで	税務課 収税係
	収入減で水道料金などが払えない方	水道料金・下水道使用料などの支払い猶予	失業や収入減少などの場合に支払いの猶予や分割納付の相談を受け付けます。（要相談）	随時受付	上下水道料金センター 78-5125
	収入減で国民年金保険料が払えない方	国民年金保険料の免除・納付猶予	収入の減少が見込まれ、免除基準に該当する場合は、申請により本人申告の所得額で保険料の減免または納付猶予を受けられます。（要相談）	随時受付	健康推進課 国民年金係
	収入減で国民健康保険税が払えない方	国民健康保険税の免除・納付猶予			税務課 市民税係
	収入減で介護保険料が払えない方	介護保険料の減免	収入の減少が見込まれ、基準に該当する場合は、申請により全部または一部の減免を受けられます。（要相談）	令和5年3月31日（金）	社会福祉課 高齢者係
	収入減で後期高齢者医療保険料が払えない方	後期高齢者医療保険料の減免			健康推進課 国保医療係